

情報通信基盤の整備推進等に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するため、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 光ファイバ網については、重要な社会インフラであることから、未整備地域の整備が促進されるよう、新たな支援措置を講じること。

また、情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤については、維持管理や更新に対して財政措置を講じるとともに、通信事業者への譲渡を進められるよう、要件の緩和を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送移行により必要となった辺地共聴施設等については、維持管理や更新等に対して財政措置を講じるとともに、電柱共架料の負担軽減措置を講じること。

3. 都市自治体が運営するケーブルテレビ局の経営の安定を図るため、支援措置等を講じること。

また、ケーブルテレビ施設でのHFC方式からFTTH方式への更新に対して財政措置を講じること。